

茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度

制度概要・趣旨

- 💡 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく、県の事業者認定制度です
- 💡 認定された事業者は、県との随意契約が可能になります
*ただし、認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません
- 💡 制度の活用により、認定された事業者の商品等の普及拡大を図ります

本制度を、ベンチャー企業※に特化して創設しました

※以下の全てを満たす企業

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業
- ・ 県内に事業所を有する企業
- ・ 県の機関で活用が見込まれる新商品・新役務を提供する企業
- ・ 創業後10年未満のベンチャー企業

茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度

認定の対象となる新商品・新役務（「新商品等」）

以下の要件を全て満たす新商品等を有する企業が対象

- 💡 新規性・独創性が認められること
- 💡 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
- 💡 生産方法並びに生産に必要な資金の額及び調達方法が適切なもの
- 💡 優れた商品特性を有し、本県の行政目的の実現に有効であると認められること
- 💡 認定申請の時点が、認定に係る新商品等の販売開始から5年以内であること

茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度

認定手続きのスケジュール



※第1回認定（2024.5～6月頃予定）を希望する事業者は2024.4.30までに申請書提出
それ以降の申請書提出分については、第1回認定日以後、随時認定予定

茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度

お問い合わせ

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課

イノベーション創出グループ

☎ 029-301-3522

✉ shosei5@pref.ibaraki.lg.jp

🌐 <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/0603ivt.html>

